

業 務 速 報

NO. 1243
2021.1.29
J R 東海労働組合
発行 木下 和樹
編集 森下 暢紀

保存休暇の使用条件について、 特例措置の連絡がありました。

1月29日、会社から「新型コロナウイルス感染症に関する保存休暇取得の特例措置」について連絡がありました。

内容は、以下の通りです。

会社：保存休暇の使用条件について、保健所等から新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者と判断された場合は、保存休暇を使用できるようにします。

期間は2月1日から当面の間です。

証明書等の提出は必要ありません。

なお、その際の使用にあたっては、就業規則の第77条の4第1項を満たしていることが条件です。

組合：了解。

＊就業規則第77条の4

保存休暇は、当該年度に付与した年休の残日数が10日以下の場合に、社員の申請に基づき付与する。

以 上